

## 文化財分科会における審議状況と今後の主な課題

## 1. これまでの審議状況

## ○第18期文化審議会文化財分科会における答申状況

第18期文化審議会文化財分科会（平成30年4月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2,584件の答申を得た。

指定・選定等	184件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 <small>たまうどうん</small> ・玉陵等	20件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 <small>こぶんへきが</small> ・キトラ古墳壁画等	60件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 <small>えどこもん こみややすまさ</small> ・江戸小紋 小宮康正等	6件
重要有形民俗文化財の指定 <small>だて さんしゆせいぞうおよ ようさん せいしかんれんようぐ</small> ・伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具	1件
重要無形民俗文化財の指定 <small>あいづ おたうえまつり</small> ・会津の御田植祭等	3件
史跡名勝天然記念物の指定 <small>ちくほうたんでんいせきぐん</small> ・筑豊炭田遺跡群等	79件
重要文化的景観の選定 <small>うわかいかりはま だんぼた のうぎよそんけいかん</small> ・宇和海狩浜の段畑と農漁村景観等	4件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 <small>きたかたし おたづきでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく</small> ・喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区等	2件
選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定等 <small>じだいぎれようそうこうせいさく かめいつよし</small> ・時代裂用綜紬製作 亀井剛等	9件

登録・記録選択等	586件
登録有形文化財（建造物）の登録 <small>きゅうくだんかいかん</small> ・旧九段会館 等	547件
登録有形文化財（建造物）の抹消 <small>どうししゃ</small> ・同志社フレンドピースハウス 等	24件
登録有形文化財（美術工芸品）の登録 <small>けんちくきょういく けんきゅうしりょう きゅうせんだいこうとうこうぎょうがっこうけんちくがつかきゅうぞう</small> ・建築教育・研究資料（旧仙台高等工業学校建築学科旧蔵） 等	2件
登録有形民俗文化財の登録 <small>たなかみ いせいかつしりょう</small> ・田上の衣生活資料	1件
登録記念物の登録 <small>あいづいもりやまびやつこたいし ふんぼいき</small> ・会津飯盛山白虎隊土墳墓域 等	4件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 <small>くらざわにんぎょうかぶき</small> ・倉沢人形歌舞伎 等	8件
現状変更等	1,814件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	11件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	3件
史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等	1,794件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	5件
重要美術品の認定の取消し	1件

## 2. 今後の課題

- 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

## ○国宝（建造物）の指定

たまうどろん  
玉 陵 5 棟  
ほしつ  
墓 室 ( 3 棟 )  
せきしょう  
石 牆 ( 2 棟 )

### 【 所 有 者 】

那覇市（沖縄県那覇市）

玉陵は、首里城の西側に位置する琉球第二尚王統の王陵で、三代尚真王により1501年に築造された。ほぼ長方形の平面に廻らす石牆の奥に3棟の墓室を連立させ、前方に祭祀のための広い前庭を設ける。墓室は、自然の洞穴を利用しながら前面に石灰岩の切石を精緻に積み上げて切妻造の墓室を築造した、いわゆる破風墓の形式を持つ。中室には洗骨前の遺体を安置し、洗骨後に、東室に王と王妃を、西室に王族を納骨したと考えられる。

玉陵は現存最古かつ最大の破風墓を中心とする規模壮大な王陵であり、琉球の葬送慣習を伝えるとともに、被葬者に応じて墓室を区分する王陵ならではの特殊性も有している。グスクと共通性のある空間構造を持ち、建築的特徴の顕著な墓室や高欄の精緻な造形なども独特で、意匠的にも優れており、東アジアにおいて独自の文化的発展を遂げた琉球地方における、建築文化と葬墓制を象徴する極めて完成度の高い陵墓として、深い文化史的意義を有している。



## ○史跡の指定

ちくほうたんでんいせきぐん  
筑豊炭田遺跡群  
みついたがわこうぎようしよいたこうあと  
三井田川鉱業所伊田坑跡  
しやかのおたんこうあと  
目尾炭坑跡  
きゆうちくほうせきたんこうぎようくみあいのおがたかいぎしよおよ きゆうごれんしゆうじよもぎこうどう  
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道

### 【所在地】

福岡県田川市・飯塚市・直方市

福岡県北部の遠賀川流域に開発された、明治中期から昭和20年代にかけて、我が国最大の炭田であった筑豊炭田の遺跡群である。炭鉱経営は中央財閥、筑豊地方の有力者、小坑主によるものであった。筑豊炭田は明治30年（1897）には全国産出量の50%を超え、昭和15年（1940）を出炭量のピークとしてその後は漸減し、昭和48年（1973）までに閉鎖となった。

三井田川鉱業所伊田坑跡は、筑豊最大規模を誇った炭坑跡で明治43年（1910）築の竪坑櫓1基と、炭坑節でも唄われた明治41年（1908）築の煉瓦煙突2基が残存し、竪坑の巻上機室や汽缶場の基礎などが確認された。目尾炭坑跡は杉山徳三郎すぎやまとくさぶろうが明治14年（1881）に筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功した遠賀川沿岸の炭坑で、杉山が排水に成功した竪坑を覆うコンクリート製蓋や煙突基礎などを確認した。明治43年に完成した旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所には、筑豊の炭坑経営者たちが集まり、採炭制限や保安対策などについて議論した。同組合の救護練習所模擬坑道は、大正9年（1920）に設置された煉瓦造と鉄筋コンクリート造のアーチ型の練習坑道で、炭坑の深部掘削を背景とした爆発事故に対応して作られたものである。石炭業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要である。



目尾炭坑跡 八角形煙突



三井田川鉱業所伊田竪坑櫓と同第一・第二煙突



旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所  
及び救護練習所模擬坑道

## ○重要無形文化財の指定

### 重要無形文化財「江戸小紋」<sup>えど こもん</sup>保持者 小宮<sup>こみや</sup> 康正<sup>やすまさ</sup>

小紋染<sup>こもんぞめ</sup>は型染<sup>かたぞめ</sup>の一種で、型紙<sup>ぼうせんのり</sup>と防染糊<sup>のり</sup>で細かな反復模様を染め抜く技法である。江戸時代に武家の礼服の<sup>かみしも</sup> 袴<sup>へら</sup>の加飾技法として発展した。気候や図柄、生地<sup>かたつ</sup>に合わせた糊の調合、型紙の上から<sup>へら</sup> 箆<sup>かたつ</sup>で防染糊を置く型付け等がわざの中心で、<sup>えぎわ</sup> 絵際の切れの鮮やかさは、職人わざの冴えが生み出す様式美として、高い評価を受けてきた。

小宮康正氏は、東京都葛飾区に生まれ、中学校を卒業後、有限会社小宮染色工場に入り、父・小宮康孝<sup>こみややすたか</sup>（重要無形文化財「江戸小紋」（各個認定）保持者）に師事し、伝統的な江戸小紋の染色技法を修得した。

同人は、祖父・小宮定吉<sup>こみやさだきち</sup>（雅号 小宮康助、重要無形文化財「江戸小紋」（各個認定）保持者）から父へと伝えられた江戸小紋の染色技法を受け継ぎ、その技法表現の研究を重ねながら、技の錬磨に努めて高度に体得し、芸術性の高い作品を数多く生み出している。また、型紙の原紙の和紙や、防染糊の基材の米糠<sup>きざい</sup>等の用具・原材料の研究を積極的に行っている。それによって極めて精緻な文様の染色が可能となり、同人の作品は日本伝統工芸展等で受賞を重ねるなど高い評価を得ている。加えて、日本伝統工芸展で鑑査委員を歴任する等、後進の指導・育成にも尽力している。



小宮康正 江戸小紋